

# 大口町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

大 口 町 長  
大 口 町 議 会 議 長  
大 口 町 教 育 委 員 会  
大 口 町 選 挙 管 理 委 員 会  
大 口 町 代 表 監 査 委 員  
大 口 町 農 業 委 員 会

大口町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、大口町長、大口町議会議長、大口町教育委員会、大口町選挙管理委員会、大口町代表監査委員及び大口町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 2. 数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本来であれば大口町長部局、大口町議会事務局、大口町教育委員会事務局、大口町選挙管理委員会事務局、大口町監査委員事務局、大口町農業委員会事務局（以下「各部局等」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握すべきところであるが、前回の計画において、すべての女性職員に関する状況を把握、分析を行い、目標を設定したことから今回も同様の方法で行う。

なお、この目標は、各部局等の全体に共通する目標であって、状況把握・課題分析の結果、次の目標を掲げる。

- (1) 令和7年度までに、保育士以外の一般行政職における課長補佐級以上の地位にある職員に占める女性割合について20%を目指す。
- (2) 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合について100%を目指す。

### 3. 取組内容及び実施時期

2で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 主査級以上の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- (2) 女性職員を財政、企画等多様なポストへの積極的な配置を行う。
- (3) 女性職員をキャリアアップのための研修に積極的に派遣する。
- (4) 出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進や周知を図る。